

事業復活支援金の事前確認について

市原商工会議所では、以下のすべてに該当する方を対象として、事業復活支援金の事前確認を行っております。

- ①令和3年12月31日時点で市原商工会議所の会員であること
- ②会費の未納が無いこと

また、事前確認は原則としてTV会議システムもしくは電話にて行わせていただきます。メールでのご相談、お問合せは承っておりませんので、ご了承ください。

なお、一時支援金や月次支援金を受給されている方につきましては、事業形態等の変更がない場合、改めて事前確認を受ける必要はありません。

事前確認にあたっては、予め申請IDの取得（アカウント登録）が必要です。ポータルサイト（<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/index.html>）よりアカウント登録のうえ、ご相談ください。